

平成 30 年 第 2 回 定 例 会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 30 年 6 月 12 日 開会

平成 30 年 6 月 19 日 閉会

鳴 沢 村 議 会



## 平成30年第2回鳴沢村議会定例会会議録

平成30年6月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水	10番	欠員

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓  
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡辺一博  
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司  
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 小林昌信  
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積  
会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充  
議会事務局長書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処

- 分につき承認を求める件
- 承認第 2 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 報告第 1 号 第一区からの陳情及び回答の報告
- 報告第 2 号 平成 29 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 報告第 3 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
- 議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 26 号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 27 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 28 号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 29 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 30 号 平成 30 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 31 号 平成 30 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 2 号 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件
- 同意第 3 号 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件
- 同意第 4 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 発議第 1 号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出

請願第 1 号 鳴沢村各機関における非行政書士行為排除の徹底を  
求める請願

## 8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 承認第 1 号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を  
定める専決処分につき承認を求める件

日程第 5 承認第 2 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改  
正する条例を定める専決処分につき承  
認を求める件

日程第 6 報告第 1 号 第一区からの陳情及び回答の報告

日程第 7 報告第 2 号 平成 29 年度鳴沢村一般会計繰越明許  
費繰越計算書の報告

日程第 8 報告第 3 号 教育に関する事務の管理及び執行の状  
況の点検並びに評価の報告

日程第 9 議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及  
び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を定める件

日程第 10 議案第 26 号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を  
定める件

日程第 11 議案第 27 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改  
正する条例を定める件

日程第 12 議案第 28 号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備  
及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を定める件

日程第 13 議案第 29 号 鳴沢村介護保健条例の一部を改正する  
条例を定める件

日程第 1 4 議案第 3 0 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第 1 号)

日程第 1 5 議案第 3 1 号平成 3 0 年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算 (第 1 号)

日程第 1 6 一般質問

## ◎議長挨拶

議長（佐藤博水君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成30年第2回定例会開会に先立ちまして、ご挨拶申し上げます。

本日、ここに平成30年第2回鳴沢村議会定例会のご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折、全員の出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様には平素より議会活動に当たり、温かいご理解とご協力、ご支援をいただきまして、あわせて厚く感謝と御礼を申し上げます。

衣がえの6月となって間もない2日には、関東地方が梅雨入りしたと見られるとの発表がありました。また、台風5号が発生し、気がかりでしたけれども、進路が北東へ変わり安堵しております。

シンガポールでは史上初の米朝首脳会議が今の時刻に開催されている模様です。さまざまな問題が早期解決に向け、進展できればと願っております。

今の時期はうっとうしい日々が続きますが、異常な気温の上昇等も予想されますので、熱中症等に十分配慮し、自身の体調管理にはくれぐれも注意なされ、さらに議員活動に励まれますようお願いいたします。

さて、今定例会の案件につきましては慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、クールビズですので、扇風機が用意してございます。それを随時かけていただいて、また、上着等自由としますので、よろしくお願いしたいと思います。

---

開会 午前10時01分

議長（佐藤博水君） ただいまから、平成30年第2回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎村長挨拶

議長（佐藤博水君） ここで、村長より定例会招集に対しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 平成30年第2回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員さん全員の参会の中、開会できますことに敬意と感謝を申し上げさせていただきます。

関東、中部地方が梅雨入りしたと気象庁が発表し、ぐずついた天気が続くかと思いますが、梅雨は日本特有の気候であり、今日では集中豪雨や局地的豪雨など、日本各地で大変な災害も発生し、人災も起きております。ある程度のお湿りも大事ですが、鳴沢村では台風や異常気象による災害は今まではそんなに起きておりませんが、注意することが重要なことだと考えておりますので、皆さん方のご協力、ご支援をお願いいたします。

また、これは私ごとですが、副村長さんを設置していただき、全国の会議や研修会など、安心して参加させていただいております。このことに対しても深く感謝を申し上げます。

今定例会では、2件の承認案件、3件の報告、5件の条例改正、2件の補正予算の上程を予定しておりますが、どうか慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。どうかよろしくをお願いいたします。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名



**議長（佐藤博水君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林清一君、小林昭一君を指名いたします。

---

## ◎日程第2 諸般の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、5月16日に第1回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、平成30年第1回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 三浦利雄君。

**議会運営委員長（三浦利雄君）** 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成30年第1回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、3月20日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月1日の午後3時及び5日の午前11時より議員控室において委員会を招集いたしました。

両日共に委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、6月1日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より6月19日までの8日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は、配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、6月5日、午前9時までとすること。  
以上であります。

次に、6月5日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、5日午前9時に通告が締め切られた3名4件の一般質問通告書の取り扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 総務教育厚生常任委員長 小林昭一君。

**総務教育厚生常任委員長（小林昭一君）** 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成30年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月20日の本会議において議決された件についての報告であります。

5月21日午後1時より委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、今年度の委員会活動の内容についての1件です。

総務教育厚生常任委員会では、今年度も村民との意見交換等、住民の声を聞くことをテーマに活動をしていくこととし、今年度の活動内容についての協議を行いました。

協議の結果、今年度は、子育て世代の方々や元気な高齢者の皆様の声を聞くということで、小学校PTA役員、スポーツ推進委員、グラウンドゴルフ部の3団体と意見交換を行うことと決定しました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

**建設産業経済常任委員長（三浦直樹君）** 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成30年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月20日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月1日午後4時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村地域活性化のための方策についての

1 件です。

会議では、鳴沢村の地域活性化策について協議し、村内の国道 139 号の 4 車線化早期着工と歩道の整備について、今後開催される議員協議会へ建設産業経済常任委員会の意見として提案すること、また、道の駅周辺の新たな観光施設の整備及び道の駅の農産物の流通の改善について、今後も継続して委員会で協議していくことと決定いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 広報常任委員長 小林清一君。

**広報常任委員長（小林清一君）** 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成 30 年第 1 回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、3 月 20 日の本会議において議決された件についての報告であります。

4 月 23 日午後 2 時より議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員 4 名と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第 32 号（案）について、及び次号議会だより掲載予定の追跡レポートについての 2 件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第 32 号について、レイアウト、記事内容などについて協議し、先月 5 月 1 日に全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、平成 30 年度当初予算の特集記事をメインに、総務教育厚生常任委員会による高齢者の皆さんとの座談会や、議会改革先進地の茨城県美浦村への視察研修レポート

などを掲載いたしました。

また、次の議会だよりに掲載する追跡レポートについて、これまでに行われた一般質問の、その後の執行部の対応を追跡調査した記事を2件掲載することを決定いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（佐藤博水君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例 を定める専決処分につき承認を求め る件

**議長（佐藤博水君）** 日程第4、承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

**税務課長（渡辺英博君）** 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律

(平成30年法律第3号)等が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する村税条例の整備を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行ったものであります。

主な改正点は、第1に、固定資産税の平成27年度から平成29年度までの間、講じられてきた土地に係る負担調整措置を平成30年度から平成32年度までの間においても継続するものであります。

第2に、法人村民税に係る納期限の延長があった場合の延滞金の計算期間の見直しを行うものであります。

ページをめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

税条例の改正内容についてご説明させていただきますが、引用条項の整理や字句を訂正するものなどの規定につきましては割愛させていただきますので、ご理解をお願いします。

6ページの第48条をごらんください。

こちらは、外国子会社合算税制等の見直しに伴い、外国子会社合算税制等により親会社への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方法人税から控除し切れなかった金額を法人住民税法人税割から控除するものです。

10ページの第52条をごらんください。

こちらは、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用がある場合における法人村民税の延滞金について、申告した後に減額更正され、その後さらに修正申告書の提出があった場合には、修正申告書の提出により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付された部分は、その納付がされた期間を控除

して計算するものです。

17ページの第10条の2をごらんください。

こちらは、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例による固定資産の特例率について、再生可能エネルギー発電設備関係等について地方税法が定めた参酌基準の割合にするものであります。

24ページの附則の第10条の3第12項をごらんください。

こちらは、改修実演芸術公演施設（劇場や音楽堂等）に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものです。

27ページの第12条をごらんください

こちらは、平成27年度から平成29年度までの間、講じられてきた土地に係る負担調整措置（固定資産税が急激に上昇して税負担が重くなり過ぎないように、緩やかな上昇へ税負担を調整する仕組み）を27ページから29ページの第12条では宅地等に対して、30ページの第13条では農地に対して、平成30年度から平成32年度までの間において継続するものであります。

最後に、33ページの附則の第1条で施行期日としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で承認第1号の専決処分理由の説明を終了します。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

**◎日程第5 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例を定める専決処分につ  
き承認を求める件**

**議長（佐藤博水君）** 日程第5、承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長（小林昌信君）** 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由及び主な改正点についてご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準の引き上げ等、所要の改正を行う必要があり、特に緊急を要したが、



議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。

第2条、課税額、第2項中「54万円」をそれぞれ「58万円」に改めます。

引き続き1ページ下段をごらんください。

第23条、国民健康保険税の減額、第1項中「54万円」をそれぞれ「58万円」に改めます。

以上の改正については、保険税負担の公平の確保を図るため、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の課税限度額をそれぞれ引き上げるものです。

続いて、2ページ中段部分の第23条第1項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改めます。これは保険税のうち、1世帯当たりに課税される平等割と被保険者1人当たりに課される均等割について、5割軽減措置の対象となる軽減判定所得について、経済動向を踏まえ、低所得者に対する負担の軽減を図るため、引き上げを行うものです。

引き続き2ページ、第3号中「49万円」を「50万円」に改めます。これは5割軽減と同様に、2割軽減の対象となる軽減判定所得を引き上げるものです。

続いて、3ページをごらんください。

第24条の2に新たに第2項として「前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、

これらを提示しなければならない。」の1文を加えるものです。

以上について、附則として施行期日を平成30年4月1日とし、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしたものです。

以上で、承認第2号の専決処分の理由及び主な改正点についての説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

## ◎日程第6 報告第1号第一区からの陳情及び回答の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第6、報告第1号第一区からの陳情及び回答の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

**総務課長（渡辺一博君）** 報告第1号、第一区からの陳情及び回答の報告についてご報告いたします。

鳴沢村第一区より、平成30年5月21日付で平成30年度の陳情を受けました。

陳情内容に対し、担当課による現地調査等を踏まえて庁議で協議を行い、取りまとめた結果を平成30年5月30日付で別紙のとおり、第一区に回答いたしました。

なお、第二区につきましては、平成30年度の陳情はございませんでしたことを申し添えます。

以上で報告第1号の報告を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の報告を終了いたします

---

## ◎日程第7 報告第2号平成29年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第7、報告第2号平成29年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。会計管理者 佐藤政中君。

**会計管理者（佐藤政中君）** 報告第2号平成29年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成29年度事業の一部を平成30年度へ繰り越すために、昨年の第3回定例

会並びに本年第1回定例会において議決していただいた繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものであります。

昨年の第3回定例会並びに本年第1回定例会において、3事業、総額8,117万円を繰越明許費として議決していただいておりますが、全額を繰り越しいたしました。

1ページから2ページをごらんください。

事業名は、村道改良事業3,557万円、道路敷分筆・所有権移転登記事業240万円、消防施設等整備・管理事業4,320万円、合計8,117万円となっており、これらの財源として、国庫支出金の社会資本整備総合交付金622万6,000円、地方債の緊急防災・減災事業債4,320万円、一般財源3,174万4,000円を繰り越しいたしました。

いずれの事業もさまざまな要因により平成29年度内では執行が困難となったため、繰越明許としたものですが、鋭意計画的に事業執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で報告第2号についての報告を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で報告第2号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

---

## ◎日程第8 報告第3号教育に関する事務の管理及び執行の 状況の点検並びに評価の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第8、報告第3号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

**教育長（渡邊伸一君）** 報告第3号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、同条同項の規定により報告するものであります。

なお、評価項目、評価内容、今後の方針等は、教育委員の意見を参考に作成し、去る5月28日開会の平成30年度第5回鳴沢村教育委員会定例会で承認を受けております。

表紙の次が評価の報告書です。評価項目については、鳴沢村第5次長期総合計画の基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理執行することについての評価、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、さらに各項目を中項目、小項目に分類して3段階評価を行っております。前年度に対し評価の変更はありません。

主な部分をご説明申し上げます。

「教育委員会の活動」については、定例会、事務局との連携、首長との意見交換、学校訪問などの項目がありますが、良好に運営されているものと判断しております。

「教育委員会が管理執行すること」については、法令の改正に伴う規則等の整理、発達障害の特性を持つ児童への学習及び生活支援など、きめ細やかな指導をするための村単教諭3名の採用等、適切な執行に努めております。

「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の「(1)学校教育の充実」の①思いやりの心の育成及び②福祉教育・環境教育の充実については、ふじざくら支援学校との交流会・富士山荘への慰問などを通して福祉の心を育てる取り組みや、リ

サイクル活動やゴミ拾いを通じた環境教育、国際理解教育にも引き続き取り組んでおります。

④情報活用能力の育成については、小学校のICT（情報通信技術）環境整備事業による各学年での電子黒板、デジタル教科書での授業やパソコンを使用したプログラミング学習授業、総合的な学習での調べの学習授業の実施、また、ICTの活用を円滑に進めるため、教員を支援するICT支援員を継続配置し、教員のICT活用指導力の向上を図っております。

課題は、平成27年度に教育用コンピューターのOSを更新しましたが、現有の機器が古いため、今後の計画的な導入が必要であります。

⑥特別支援教育については、各関係機関との情報交換を行い、村単教員による支援を行っております。

⑦学校施設の整備に関しては、校舎暖房用ボイラー室配管等改修工事、給食室床塗りがえ工事、ランチルーム照明器具取りかえ工事などを行いました。

⑨開かれた学校づくりに関しましては、地域住民への学校開放日を5日間設けました。また、下校時の見守りは継続して行っております。

「（2）青少年の健全育成」につきましては、遊学館での随時の相談業務、青少年育成会指導員による奉仕活動などを通し健全育成に努めております。

「（3）文化活動の推進」につきましては、各学級・講座を年間100回開催し、文化協会は専門部9部・部員104人で事業を実施しております。

平成29年度文化祭り約300人、芸能祭約200人の参加のもと、開催をすることができました。

裏面をごらんください。

「(6) スポーツ・レクリエーションの推進」につきましては、社会体育の健全な発達と振興及び地域の活性化、情報発信を目的として各大会を実施しました。

内容は、体協専門部に運営委託を行った村民ゴルフ大会に45名、村民スキー教室に27名、テニス教室に延べ32名の参加がありました。県体育祭り町村の部では10位、昨年度のスポ少加入者は81名でありました。

スポーツイベントに関しましては、高齢者・福祉スポーツ大会へ120名、村民体育祭りへ約600名の参加があり、ロードレース大会の申し込み者は2,302名、ヨガ教室は延べ524名、ゴルフ教室は延べ165名、チャレンジ・ザ・ゲーム教室は12名の参加がありました。

以上で報告第3号についての報告を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の報告を終了いたします

---

**◎日程第9 議案第25号特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例を定める件**

**議長（佐藤博水君）** 日程第9、議案第25号特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題と  
いたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長（渡辺一博君）** 議案第25号特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定

める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、介護保険法の改正により、市町村が地域ケア会議を設置し、高齢者への適切な支援及び支援体制に関する検討を行うことが規定され、専門的知識を有する医療・福祉・介護事業者等で構成される地域ケア会議委員への報酬額を定める必要があること、また、一部規定されている職及び報酬額の見直しを行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正点につきましては、報酬額を規定している別表第1を改めるもので、議案2ページ、現行の青少年育成カウンセラーは月額9万5,700円、図書館司書は月額3万2,000円、議案3ページ、社会教育指導員は月額8万4,000円と規定しておりますが、現在、青少年育成カウンセラーは任用しておりませんが、小学校図書館司書は一般行政職の職員を充て、また、社会教育指導員は一般職の嘱託職員を任用しております。

今後につきましても、これらの職は特別職の身分としての任用ではなく、一般職として任用を行う予定でありますので、削除するものであります。

議案5ページをごらんください。

先ほどご説明しました、地域ケア会議委員につきましては、月額3,000円、また、「上記以外の地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にあるもの」につきましては、「予算の範囲内で村長が定める額」、以上の2項目を新たに規定するものであります。

なお、地域ケア会議につきましては、「誰もが、いつまでも住みなれた地域や家庭で安心して暮らしていくための地域包括ケアシステムの実現のため、地域の実情に沿って、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決して



いく手段を導くための会議」として条例制定後に要綱等にて規定するものであります。

この地域ケア会議委員の報酬日額の積算根拠につきましては、近隣自治体で設定している額との均衡を考慮し、当村でも同様に3,000円と設定しました。

また、「上記以外の地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にあるもの」につきましては、従来の行政主導型の政策形成から、今後は地域住民や各種団体などが行政との適切な役割分担のもと、相互に責任を持ちながら連携・協力し、政策形成が行われていくことが多くなると見込まれています。

これに伴いまして、地域住民等が参画する各種計画策定委員会や審議会等の設置の増加が想定されるため、これらの委員等報酬の支給に対応できるように新たに規定するものであります。

具体的な報酬額につきましては、県やほかの自治体の事例をもとに、また、現在村で規定されている委員報酬額との均衡も十分考慮し、予算の範囲内でその都度設定していきたいと考えております。

なお、附則として、施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 議案第26号鳴沢村税条例の一部を改正する  
条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第10、議案第26号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（渡辺英博君） 議案第26号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることとなるため、今回の条例改正についても例年どおり一括して専決処分により対応する予定でありましたが、条例改正に関連する生産性向上特別措置法の国会での可決・成立が先月16日とおくれたため、施行期日が特に緊急を要する平成30年4月1日以外のものについて、鳴沢村税条

例の改正を行う必要があります、本案を提出するものであります。

ページをめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

1 ページの第 2 4 条をごらんください。

こちらは個人の村民税の非課税の範囲であります、特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に負担調整の比重を移すため、給与所得控除・公的年金等控除を 1 0 万円引き下げるとともに、基礎控除が 1 0 万円引き上げられるため、村民税の非課税措置の所得要件を 1 0 万円引き上げるものであります。

2 ページの第 3 4 条の 2（所得控除）と 3 ページの第 3 4 条の 6（調整控除）をごらんください。

こちらは基礎控除額と調整控除額に所得要件を創設するものであります。

6 ページの第 4 8 条第 1 0 項をごらんください。

こちらは資本金の額または出資金の額が 1 億円を超える大法人に対する申告書の電子情報処理組織を使用し、かつ地方税共同機構を経由して送信する方法（エルタックス）による提出義務について規定するものであります。

7 ページの右側の第 9 2 条をごらんください。

こちらは、製造たばこの区分を新たに創設するものであります。第 9 3 条の 2 をごらんください。

こちらは加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品またはこれらの混合物を充填したもので、日本たばこ産業株式会社、加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を製造する者、その他これらに準ずる者として、総務省令で定める者により売り渡し、消費等または引き渡しがされたもの及び輸入したものについては、製造たばこことみなすこととす

るものであります。

9ページの第94条第3項をごらんください。

こちらは加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式とする等の規定の整備をするものであります。

12ページの第95条をごらんください。

こちらはたばこ税の税率を平成30年10月1日から引き上げるものであります。

14ページの附則第5条をごらんください。

こちらは基礎控除が10万円引き上げられるため、所得割非課税限度額を10万円引き上げるものであります。

第10条の2第26項をごらんください。

こちらは地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例で中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した導入促進基本計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税償却資産の特例措置が創設されたため、地方税法の規定に基づき市町村の条例で規定するものであります。

17ページの第94条第3項をごらんください。

こちらは加熱式たばこの換算方法を改正するものであり、平成30年10月1日から実施し、5年間かけて段階的に移行するものであります。

20ページの第95条をごらんください。

こちらはたばこ税の税率を改正するものであり、平成30年10月1日から3段階で引き上げられるものであります。

27ページの附則の第5条第2項をごらんください。

こちらは平成27年度税制改正において講じられた紙巻たばこ

3級品の特例税率の廃止に伴う経過措置について、今回のたばこ税率の引き上げに伴い、平成31年4月1日に行うこととされている税率の引き上げを同年10月1日に延期することとし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものであります。

また、29ページの第13項で、この改正に伴い、平成31年4月1日からの税率引き上げの際に実施することとしていた手持品課税を、平成31年10月1日の税率引き上げの際に実施することとし、手持品課税に係る税率もあわせて引き上げるものであります。

最後に、31ページの附則の第1条で施行期日としまして、この条例は平成30年10月1日から施行するものであります。ただし、第1号から第9号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

以上で議案第26号の鳴沢村税条例の一部を改正する条例の説明を終了します。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第11 議案第27号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第11、議案第27号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長(小林昌信君)** 議案第27号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

国民健康保険法が平成30年度から改正され、財政責任主体が都道府県になることに伴い、山梨県から示された国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率をもとに保険税の改定を行い、また、山梨県では資産割を除いた3方式での算定を推奨していることを踏まえ、国民健康保険税の資産割を廃止するなど、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。

資産割額の廃止に伴い、第2条第2項、第3項、第4項中の「及び資産割額」を削除するものであります。

続いて、2ページをごらんください。

中段、第3条第1項の所得割額「100分の6」を「100分

の5」に改めるものであります。

引き続き、第4条、被保険者に係る資産割額を削除するものであります。

また、これに伴い、以降第5条から第26条までを各1条繰り上げるものであります。

これによる条番号の変更などの説明は割愛させていただきますのでご理解をお願いします。

引き続き、第5条の均等割額「3万3,000円」を「2万3,000円」に改めるものであります。

続いて、3ページをごらんください。

下段、第5条の2第1項第1号の平等割額「3万5,000円」を「2万5,000円」、4ページをごらんください。上段、第2号「1万7,500円」を「1万2,500円」に、第3号「2万6,250円」を「1万8,750円」に改めるものであります。

引き続き、第6条、後期高齢者支援金額等課税額の所得割額「100分の1.2」を「100分の2.01」に改めるものであります。

引き続き、第7条、後期高齢者支援金額等課税額の所得割額を削除するものであります。

引き続き、第7条の2、後期高齢者支援金額等課税額の均等割額「7,000円」を「1万円」に改めるものであります。

引き続き、第7条の3第1項、後期高齢者支援金額等課税額の平等割額の第1号「6,000円」を「7,000円」に、5ページをごらんください。上段、第2号「3,000円」を「3,500円」に、第3号「4,500円」を「5,250円」に改めるものであります。

引き続き、第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額

「100分の0.97」を「100分の1.46」に改めるものであります。

引き続き、第9条、介護納付金課税被保険者に係る資産割額を削除するものであります。

引き続き、第9条の2、介護納付金課税被保険者に係る均等割額「9,000円」を「1万1,000円」に改めるものであります。

続いて、9ページをごらんください。

中段、第23条第1項国民健康保険税の減額、第1号、ア「2万3,100円」を「1万6,100円」に、イ（ア）「2万4,500円」を「1万7,500円」に、（イ）「1万2,250円」を「8,750円」に、（ウ）「1万8,375円」を「1万3,125円」に、10ページをごらんください。上段ウ、「4,900円」を「7,000円」に、エ（ア）「4,200円」を「4,900円」に、（イ）「2,100円」を「2,450円」に、（ウ）「3,150円」を「3,675円」に、オ「6,300円」を「7,700円」に、第2号、ア「1万6,500円」を「1万1,500円」に、11ページをごらんください。上段イ（ア）「1万7,500円」を「1万2,500円」に、（イ）「8,750円」を「6,250円」に、（ウ）「1万3,125円」を「9,375円」に、ウ「3,500円」を「5,000円」に、エ（ア）「3,000円」を「3,500円」に、（イ）「1,500円」を「1,750円」に、（ウ）「2,250円」を「2,625円」に、オ「4,500円」を「5,500円」に、第3号、12ページをごらんください。上段、ア「6,600円」を「4,600円」に、イ（ア）「7,000円」を「5,000円」に、（イ）「3,500円」を「2,500円」に、



(ウ) 「5, 250円」を「3, 750円」に、ウ「1, 400円」を「2, 000円」に、エ(ア)「1, 200円」を「1, 400円」に、(イ)「600円」を「700円」に、13ページをごらんください。上段(ウ)「900円」を「1,050円」に、オ「1, 800円」を「2, 200円」にそれぞれ改めるものであります。

これは第5条から第9条の2までの均等割額、平等割額の変更に伴い、第23条第1号の7割軽減、第2号の5割軽減、第3号の2割軽減についても改正されるものであります。

最後に、14ページをごらんください。

附則として、適用日を平成30年4月1日とし、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしたものです。

以上で議案第27号の提案理由及び主な改正点について説明を終わります。

**議長(佐藤博水君)** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第12 議案第28号鳴沢村放課後児童健全育成事業  
の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条  
例を定める件

**議長 (佐藤博水君)** 日程第12、議案第28号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長。

**教育課長 (渡邊 積君)** 議案第28号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づく、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

1枚おめくりください。

改正内容としましては、放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の資格に関する規定の明確化と対象者の拡大を目的としたものであります。

放課後児童健全育成事業を行う者は、事業の支援単位ごとに放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、その放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、省令第10条第3項の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬと規定されております。

その放課後児童支援員の資格等について、条例第10条第4項の「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものです。こちらは規定の実質的な内容を変更するものではなく、あくまでも規定の趣旨を明確にするための改正であります。

また、同条第10項に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、村長が適当と認めたもの」を追加し、一定の実務経験があり、村長が適当と認めた者を対象に拡大するものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で議案第28号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第13 議案第29号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第13、議案第29号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（三浦寿得君） 議案第29号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画を策定し、介護保険料率の適用期間の改正を行いましたが、所得の少ない第1号被保険者に対する保険料の減額期間に改正漏れがあり、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをごらんください。

第2条第2項中、「平成27年度から平成29年度」とあるものを「平成30年度から平成32年度」に改めるものであります。

附則として、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第29号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第14 議案第30号平成30年度鳴沢村一般会計補  
正予算（第1号）

◎日程第 1 5 議案第 3 1 号平成 3 0 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（佐藤博水君） 日程第 1 4、議案第 3 0 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）及び日程第 1 5、議案第 3 1 号平成 3 0 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の 2 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。  
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第 3 0 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）及び議案第 3 1 号平成 3 0 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の 2 件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成 3 0 年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに 1 3 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を 2 6 億 9, 8 7 3 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、職員の人事異動に関する人件費を初め、庁舎等管理費 6 8 万 8, 0 0 0 円、共通電算機整備・管理事業 1 7 万 8, 0 0 0 円、農業委員会運営諸費 1 6 4 万 2, 0 0 0 円、保護事業諸費 1 3 万 4, 0 0 0 円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金 2 4 7 万 4, 0 0 0 円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成 3 0 年度予算と、平成 2 9 年度から平成 3 0 年度に繰越明許させていただいた予算の総額は 2 7 億 7, 9 9 0 万 8, 0 0 0 円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれまして

も、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第30号及び議案第31号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号及び議案第31号の2件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

### ◎日程第16 一般質問

**議長（佐藤博水君）** 日程第16、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林昭一君からの「人間ドックについて」の質問を許します。

4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

人間ドックについて村長にお尋ねをいたします。

今年度より村の方針により、人間ドック助成対象者が絞り込まれ、国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者のみが対象となりました。

近年、人間ドックの予約者が殺到し、受診できない方も多いということで、法に基づき適正な態勢にしたとのことですが、急な方針転換という感は否めず、対応猶予期間を設け慎重に検討したり、周知期間をもう少し長くとってもよかったのではないかなと思います。

法の規定もあり、昨年度までの態勢に戻すことは難しいかもしれませんが、条例等を整備し、村独自の助成制度を創設するなどして、協会けんぽや組合健保などを通して人間ドックを受診される方の負担軽減を図れば、より多くの方が受診しやすくなり、疾病の早期発見や医療費抑制につなげることができると

と思いますが、そのような考えはございますか。会社を定年し、シルバー世代となったら、村の国民健康保険に入るのので、若いうちからの健康管理が大切だと考えます。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林昭一議員の人間ドックについての質問ですが、今年より方針を変えたといえますか、今までがおかしの受診方法だったように思いますので、私より法令や周りの市町村の様子を把握しております福祉保健課長に答弁させていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（三浦寿得君）** それでは、小林昭一議員の質問にお答えいたします。

昨年9月議会で人間ドックに関する一般質問があり、その中で公平性を図る観点から、予約方法の見直しや人間ドックに係る助成金額の変更等について検討する旨の答弁を行ったところがあります。

また、28年度決算審査の際にも、監査委員から村の国保・後期高齢者以外の被保険者に対し人間ドックの補助を行うのは法令に反しているのではないのかといった指摘を受けておりました。このため、早速見直しに取りかかり、課内で業務改善について検討を重ねてまいりました。その結果、今年度から各種法令に照らし合わせた上で、助成対象者を国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者のみとし、予約方法についても電話での仮予約を行った後、一定期間に申し込み書による申し込みを行うよう変更したところがあります。

村で独自の助成制度を創設し、協会けんぽや組合健保の方の負担軽減を図れないかといった質問ですが、以前にも申し上げたように、特定健診は各保険者が行うものであり、事業者には労



働者に対し健康診断の実施が義務づけられております。法令根拠に基づかない補助金支出はコンプライアンスに反するばかりか、村の財政を圧迫することになります。協会けんぽや組合健保の被保険者で人間ドックを受診されたい方は、各保険者や事業所に申し込んでいただきたいと思います。保険者や事業者によっては、鳴沢村で行っている補助額に比べ金額の多い少ないはあるかと思いますが、それにつきましては各保険者や事業所に要望していただきたいと思います。

村では春秋の健康診断に加え、人間ドックを通じ、国保及び後期高齢者医療保険の被保険者に対する特定健診の受診率の向上に努めております。また、春秋の健康診断時には村民全員を対象としたがん検診、肝炎検査、骨粗しょう症検査等を実施するなど手厚い補助を行い、村民の健康管理に努めております。

人間ドックは疾病の早期発見につながるものではありませんが、それだけでは将来における健康管理について十分とは言えず、その後の精密検査が必要な方は必ず専門機関で受診することや、保険者が行っている生活習慣病予防のための保健指導を継続して受けることが重要であります。そのためにも保険者を通じた特定健診や人間ドックを受診することが重要であると考えております。

以上で小林昭一議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

定年し、社会保険から村の国民健康保険被保険者、介護保険被保険者になったとき、社会保険被保険者時の各個人の健康状態の悪化のおそれはないのでしょうか。シルバー世代となつてからは、村の保険の被保険者となります。各企業によりどれほど

の福利厚生が施されているかわかりませんが、一般健診のみで人間ドックと呼ばれるものは少ないのではないのでしょうか。その辺の調査は行ったのでしょうか。疑問の残る点もあります。

各町村により重点目標は違うと思いますが、生まれてよかった鳴沢村、住んでよかった鳴沢村と思えるよう早期の検討を再度行い、重要な案件と思われる予算の施策については、議会全員協議会での説明をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 質問は終わったわけですが、私は住民に対して不公平感を与えることが一番いけないことだと思っております。その点を十分留意しながらいろいろなことをやらせていただいております。

以上です。

**議長（佐藤博水君）** 続いて、「職員の自己研さん及び身だしなみについて」の質問を許します。4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

職員の自己研さん及び身だしなみについて、総務課長にお尋ねいたします。

日ごろから職員に対する指導には頭が下がります。個性ある職員に対し専門的な知識を有しなければ対応できない職務もあり、指導、助言に対し心から感謝申し上げます。

さて、先ほど述べたように、各課とも専門的な知識が必要とされていますが、日ごろの窓口対応、県との対応、各市町村間担当課での会議等があり、自己研さんを積むのは大変であると思います。

また、知識等の習得とともに公務員としての身だしなみを整えることも大切であると思います。

そこでお伺いたします。

1、職員が自己研さんのために日ごろどのような努力をし、研修を受けているのか。地域社会の振興の担い手となる職員の個人としての研修、講習を受けている時間、回数ほどのくらいですか。

また、各担当課長は職員の研修受講の状況や内容などを把握されていますか。

2、近隣市町村に先立って職員に制服着用は考えていませんか。お客様への好印象は間違いありません。職務中サンダルを履いている職員も見受けられますが、どうかと思います。職員自身もさらに公僕としての自覚が増すと思いますが、いかがお考えでしょうか。

**議長（佐藤博水君）** 総務課長。

**総務課長（渡辺一博君）** 小林昭一議員の質問にお答えします。

最初に、職員の自己研さんにつきまして説明をします。

基本的には、山梨県市町村職員研修所が自治会館で開催する研修への参加を各職員へ働きかけています。参加の状況は、平成27年度が20件、平成28年度が13件、平成29年度が12件となっています。参考までに平成30年度は6月現在で9件の受講希望があり、前年度より増加傾向となっています。

このほかにも東京都渋谷区の一般社団法人日本経営協会や千葉県千葉市の市町村職員中央研修所のほかにも保健師などの専門職を対象とした研修への参加者が10件などとなっており、受講時間は、標準の研修で午前9時から午後5時のパターンが多数を占めております。

ほとんどの職員が複数の業務を抱える中で、仕事の合間を確認しながら目標となる研修を探していくことになり、研修日程に合わせた調整が必要になるため、参加を希望したいが、思うよ

うに参加できないのが現状であります。総務課の研修担当者がなるべく多くの職員が研修を受講できるよう、研修日程の一覧表を年度当初にデータで職員へ渡し、研修への参加を呼びかけております。

また、今年度は人事評価制度の運用の充実を図るために、評価者を対象とした研修への参加を呼びかけております。

研修への参加者は、研修前に出張命令簿へ記入し決裁を受けることや、研修後に復命書を作成し、研修受講の内容や感想等を記入した復命書が提出され、担当課長はこれにより研修内容の把握を行っています。

次に、制服及びサンダルの件についてお答えします。

まず、制服着用についてですが、現在、職員の勤務時間中の服装については制服は指定せず、職員が所有するスーツ等の私服を着用させております。

過去には男性職員においては上着を、女性職員につきましては上下一式の制服貸与を行っておりましたが、民間企業でも非製造部門での制服の廃止は全国的な流れとなっていること、また、平成16年、17年にかけて全国的に話題となりましたが、大阪市が福利厚生を名目としてスーツを職員に支給していることがマスコミに取り上げられ、大きな話題になったことなども踏まえ、当時行っていました制服の貸与は中止とし、現在は現場での業務用として、また、災害対応用として作業服等のみを職員へ貸与しております。

鳴沢村職員服務規程にのっとり、来庁者に不快を与えない、社会人として、また公務員として常識の範囲内で、男性職員はスーツ、女性職員は清楚な服装ということで、各自私服により対応をしてもらっていますが、残念ながら一部の職員で現場での業務がないにもかかわらず、安易に作業服を着用して業務を行

っている者がしばしば見受けられております。

今後、全職員に対して公務員としての自覚を再度促し、適切な服装はもとより、接遇面等に対しても一層指導を行ってまいりたいと思います。

厳しい村の財政状況や社会情勢等の変化に鑑み、今後につきましても再度制服を指定し、職員に貸与するという考えはございませんが、常に鳴沢村の職員であるという自覚と責任感を持ちながら職務に当たるよう、一層の指導を職員に対して行ってまいります。

職員のサンダル着用につきましての質問ですが、現庁舎の執務室は、議場や議会棟を含めて全ての部屋でタイルカーペットを使用しており、汚れが付着しやすいため、原則職員等は土足厳禁としております。

また、サーバー等の機器類やカラーコピー機を設置している電算室には靴を脱いで入室することとなっており、頻繁に出入りすることから、脱ぎ履きしやすく実用的であるサンダルを着用している職員が多くなっております。

以上のような理由がございますので、ご理解をいただきたいと思っております。当然のことながら、出張等外部に出るときは靴に履きかえており、庁舎外の履物と庁舎内の履物の区別を徹底するよう職員に指導を行っております。

以上で、小林昭一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

①の件については防災士がなかなか研修を受ける方が少ないということもありましたので、村の職員も防災士というものの講習を受けてみて知識の向上に努めたら、防災の面でも役に立つ

のではないかなとは思いますが。

服装の件については、第一印象という言葉をよく聞いたことがあると思うんですが、心理学上では初頭効果と呼ばれて、第一印象がその人の評価や好感度に大きく作用するということがわかっているそうです。初頭効果というのは、最初に示された特性が印象に残りやすく、後の評価に大きな影響を与えるというものです。第一印象というのは会って数秒で決まると言われていますけれども、初対面時、言語、視覚、聴覚で矛盾した情報が与えられたときに優先されるのは視覚が55%、聴覚が38%、言語が7%になったというメラビアンという物の考え方のメラビアンの法則というのがありますので、見た目は大事ということがありますので、一層効果を期待します。

以上で質問を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「魔王天神社及び鳴沢の溶岩樹型周辺の整備の考えは」の質問を許します。1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

魔王天神社及び鳴沢の溶岩樹型周辺の整備の考えを村長にお伺いします。

鳴沢村の観光として魔王天神社からの登山道や展望台の整備が行われましたが、魔王天神社及び鳴沢の溶岩樹型周辺に案内所や公衆トイレがなく、今後設置を検討する必要があるのではないか。

また、春祭りの際にも大勢の人が集まるので、恒久的なトイレが必要と思われませんが、そのお考えはどうでしょうか。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 三浦直樹議員の質問にお答えいたします。

昨年、村の事業で道の駅を起点に魔王天神社から東海自然歩道

への迂回路などの整備を行いました。この登山道を利用する皆さんが使用することを期待して行ったわけでありませう。

また、村では樹型のPR等も、もっとしたいと考えておりますが、ご存じのように、昨年東海自然歩道に関連して一本木の入り口に、県の観光振興補助金、これは2分の1の補助ですが、公衆トイレを設置いたしました。これは総事業費は設計管理、工事費などで約1,500万円の事業費となり、その建設には多額の費用と、維持管理費が必要となります。

溶岩樹型付近にもトイレ、またあそこはちょうど魔王天神社とも接しており、春祭り等にも大勢の人が参加できるようにトイレの必要性もあると思ひますし、また考えておりますが、何しろ建設費が高く、また、あそこの土地に、あそこは1区の所有土地となっており、土地も借地化しなければならないというようないふ状況もあります。

また、溶岩樹型は国の特別天然記念物となっており、山梨県では唯一の特別天然記念物ということで、学術的、文化的にも貴重で価値の高いものだそうです。国立公園法が施行する前から指定を受けており、このようなことを鑑み、鳴沢村農業協同組合が所有する旧集出荷場の利用も含め、当該地域の再整備を検討する中で、トイレの設置等も検討したらいかかなという考えもありますが、費用対効果という面もありますので、これから検討させていただきたいと思ひております。

以上で三浦直樹議員の質問の答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

いろいろ規制があるわけですが、せつかくの特別天然記念物、鳴沢の溶岩樹型、人気が出ているパワースポット、魔王天神社を鳴沢の観光に生かして、139号線沿いの新たな観光施設と

して立ち上げていただきたいと思います。ぜひ迅速に対応して  
いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

次に、「キャンピングカー専用の駐車場及びハイキング客用の  
駐車場を設ける考えは」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

昨年の6月定例議会では一般質問で道の駅を中心とした観光拠点  
の整備計画について、道の駅の北側の屋坪にキャンプ場を設  
けて長期滞在者を誘導し、道の駅の駐車場を有効に活用するよ  
う提案させていただきましたが、今回小菅村でキャンピングカ  
ーを観光や地域振興に生かしているとの新聞報道がありました  
ので、鳴沢村でも取り組む考えがあるのか質問させていただきます。

キャンピングカー専用の駐車場及びハイキング客用の駐車場を  
設ける考えについて村長に伺います。

小菅村では、日本最大規模のキャンピングカーイベント「ジャ  
パン キャンピングカーショー2018」で普及貢献賞を受賞  
しました。

昨年度道の駅にキャンピングカーで車中泊ができる有料駐車場を  
5台分整備し、道の駅の売り上げが前年度比で20%増加する  
など、キャンピングカーを観光や地域振興に生かしていること  
が評価されたことによります。

これから2020年のオリンピックイヤーとインバウンド4,  
000万人時代を迎え、この富士山の麓で豊かな時間を過ごす  
ことを選択する観光客はまだまだ増加するものと思われま

す。鳴沢村を目的に訪れる観光客をふやすために、キャンピングカ  
ー専用の駐車場を新たに設ける考えはありますか。



また、普通車でも道の駅に車中泊している人を見かけます。また、今後道の駅を拠点として魔王天神社、紅葉台、五湖台等にハイキングする観光客もふえていくものと思われれます。限られた道の駅の駐車スペースを有効に使うためには、目的に応じて駐車場を区分けする必要があります。長い時間駐車できる普通車専用の駐車場を新たに設ける考えもありますか。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

村内にインバウンドやハイキングで訪れる観光客をふやすために、キャンピングカー専用の駐車場などを新たに整備し、地域の活性化を図る必要があるのではないかという質問ですが、現在、道の駅全体の駐車可能台数は、普通車、バスを含め282台であり、山梨県内でも有数の規模を誇っております。

道の駅は、国土交通省に登録し、運用していますが、この要件の中に道路利用者の休息施設として位置づけられており、長期の滞在ではなく、あくまでも一時的に休息するものとなっております。

また、小菅村に確認したところ、キャンピングカー用として大型車1台、普通車4台分のスペースがあり、有料のコンセントの電気設備を設けましたが、特に道の駅の売り上げは増加してはいないとのことでした。

また、道の駅を利用する一般のお客様の迷惑にならないよう、机や椅子を出し、バーベキューをしないようお願いし、指導しているとのことでした。道の駅なるさわでは、キャンピングカー等の利用者を第3駐車場の一角に誘導することが可能か、また、指定管理者として運営している農協と協議する必要があると思いますが、本村の道の駅は幹線道路沿いに位置し、小菅村の道の駅と比較して約10倍の売り上げがあり、年間約80

万人の方が利用しておりますので、キャンピングカーが利用可能という情報が広がった場合、行楽シーズンにはより混雑することが懸念されるところでもあります。

また、2点目の駐車場の区分として、長時間駐車については、現状の普通車、大型車の区分により効率よく利用できておりますので、区分の変更は考えておりませんが、魔王天神社からのハイキング等のお客様には魔王天神社の周辺の駐車場、また、国道沿いの樹型の里の駐車場等の利用をお勧めしていきたいと考えております。

富士五湖地域は日帰りのお客様が多く、食事やトイレ休憩の後、物産館や博物館に立ち寄っていただくことが地域振興の近道と考えております。多くの日帰りのお客様の迷惑にならない方法で可能かどうか、また指定管理者と協議をしながら検討させていただきたいと考えております。

以上で渡邊政司議員の答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 道の駅の売り上げは増加してないとの回答ですが、新聞記者は現地で各関係者を取材して、売り上げの増加率まで詳細に載せています。十分信憑性のあるものと考えます。調査に当たっては現地で関係者にメリット、デメリットを聞き取り調査してほしいものです。

キャンピングカー専用の駐車場を設ける考えはないとの回答ですが、行楽シーズンにより混雑するからという理由はもったいない回答だと思います。今日本は人口減少社会に突入しています。新たな客層も呼び込む必要があるのではないのでしょうか。

また、鳴沢村には広大な土地があります。土地を有効活用する考えはないのでしょうか。いま一度再考を促し、質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。  
以上で一般質問を終わります。

---

議長（佐藤博水君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月13日から18日までの6日間、休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は6月13日から18日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は6月19日午前10時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月12日

議会議長

署名議員

署名議員



平成30年第2回6月19日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水		

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓  
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡辺一博  
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司  
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 小林昌信  
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積  
会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充  
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第30号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第1号)  
日程第4 議案第31号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第1号)  
日程第5 同意第2号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の

- 選任に同意を求める件
- 日程第 6 同意第 3 号 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の  
選任に同意を求める件
- 日程第 7 同意第 4 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を  
求める件
- 日程第 8 発議第 1 号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法  
整備等を求める意見書の提出
- 日程第 9 請願第 1 号 鳴沢村各機関における非行政書士行為  
排除の徹底を求める請願
- 日程第 10 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午前10時00分

**議長（佐藤博水君）** 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（佐藤博水君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡邊政司君、渡邊明雄君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

平成30年第1回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についてのご報告をさせていただきます。

平成30年第1回鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会定例会が3月22日午前10時より招集され、会議が行われました。

議員15名と会議事件説明のために組合長梶原先勝氏を初め、執行部2名の出席がありました。

本会議においては、まず会議が22日、1日間と決定されました。会議事件は5件で、内容としましては平成29年度一般会

計歳入歳出補正予算について。

これは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ133万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,731万5,000円とするものです。この中には東電からの入山鑑札賠償金の減16万1,000円も含まれています。

次に、平成29年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算の件。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,304万円とする旨。

次に、平成30年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合の一般会計予算の件。

これは、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,747万8,000円とする旨。

次に、平成30年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5,300万1,000円とする旨。

次に、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合監査委員の選任に同意を求める件。

これは、大嵐地区の監査委員が任期満了につき、新たに富士河口湖町大嵐702番地、渡辺清久氏が選任されました。

いずれも原案のとおり可決されました。

また、定例会終了後、「入会権」のビデオ上映が行われました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 河口湖南中学校組合議会、5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 河口湖南中学校組合議会についての報告をさ



せていただきます。

3月22日午後2時より招集され、第1回定例会が行われました。

会議には、議員14名と教育委員4名、会議事件説明のために組合長の渡辺喜久男富士河口湖町長を初め、執行部8人及び学校長の出席がありました。

本会議においては、会議録署名議員の指名の後、会期は3月22日の1日間と決定されました。

会議事件は2件で、内容としましては、まず平成29年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて事務局から説明がありました。

補正内容は、テニスコート凍結後のラインテープ張りかえ工事を廃止し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億4,494万9,000円としたものです。

次の平成30年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出予算議定については、歳入歳出予算の総額を2億2,159万2,000円と定めるものです。

以上、2件について審議の結果、本会議でいずれも可決されました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第30号平成30年度鳴沢村一般会計補正  
予算（第1号）

◎日程第4 議案第31号平成30年度鳴沢村簡易水道事業  
特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤博水君） 日程第3、議案第30号平成30年度鳴沢村

一般会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第31号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊政司君。

**予算決算常任委員長（渡邊政司君）** 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された、議案第30号平成30年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）及び議案第31号平成30年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い6月12日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された2議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（佐藤博水君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより議案第30号及び議案第31号の2件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第30号及び議案第31号の2件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(佐藤博水君)** 起立全員です。したがって、議案第30号及び議案第31号の2件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎日程第5 同意第2号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員  
の選任に同意を求める件

◎日程第6 同意第3号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員  
の選任に同意を求める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第5、同意第2号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件及び日程第6、同意第3号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件の2件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長(小林 優君)** 同意第2号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件及び同意第3号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件について提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡邊喜美男氏及び佐藤光徳氏が、6月30日をもって任期満了となることを受け、選任するものですが、引き続き、鳴沢村3387番地、渡邊喜美男氏及び鳴沢村29番地、佐藤光徳氏を選任したいと思います。

ご存じのように、お二方ともにすぐれた識見を持ち、適任と認められますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより同意第2号及び同意第3号の2件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤博水君） 起立全員です。よって、同意第2号及び同意第3号の2件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第7 同意第4号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意  
を求める件

議長（佐藤博水君） 日程第7、同意第4号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第4号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

鳴沢村農業委員会委員1名が、本年4月30日をもって辞任したことにより、現在欠員が生じておりますが、新たな委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意が必要となるものです。

新たに委員として、鳴沢村3124番地、小林博昭氏を任命するものであります。

ご存じのように、農地等の利用最適化の推進に関する事項、そのほかの農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、適任と認められますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(佐藤博水君)** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

**◎日程第8 発議第1号太陽光発電設備の立地規制等に係る  
法整備等を求める意見書の提出**

**議長(佐藤博水君)** 日程第8、発議第1号太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。7番三浦利雄君。

**7番(三浦利雄君)** 発議第1号太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

近年、再生可能な自然エネルギー発電の導入拡大が進む中、太

太陽光発電設備については、高い買い取り価格が設定されたことや規制緩和などにより、急激に拡大し、さまざまな課題が全国で顕在化しております。

本県においても、太陽光発電設備が急斜面の山林に森林を伐採して設置されるほか、富士山や八ヶ岳中信高原国定公園などの自然公園、農地や住宅地の中に周辺環境と調和せず設置されるなど、景観の阻害、住環境の悪化のみならず、土砂災害等の発生が非常に危惧される状況になっています。

固定価格買取制度の根拠法であるFIT（フィット）法では、事業者に対し関係法令の遵守を義務づける等の改正が行われましたが、土地利用規制等に関する関係法令では、現在生じている景観、環境及び防災上におけるさまざまな問題に十分対応しておりません。

また、FIT法においても、事業者が同法の認定基準を遵守し、適正に太陽光発電設備を設置しているか確認する体制や、発電事業終了後のパネル等の適切な撤去、処分を担保する仕組みが整備されておられません。

このような状況に鑑み、国においては次の事項を早急に講じられるよう、要望するものであります。

1、太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備等、所要の措置を行うこと。例えば、地域で重要な田園風景や自然環境が残る場所、住民が著しく危険を感じる場所などは、市町村長の意見を聴いた上で、特例的に立地を規制すること。

2、1による法整備等の実効性を高めるため、FIT法においても、着工していない認定案件について、事業者が計画地を立地規制の対象となる場所から変更する場合でも、同じ買い取り価格を適用すること。

3、太陽光発電設備がFIT法の認定基準に従い、適正に設置されていることについて、国が責任を持って確認すること。

4、発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に対し、意見書を提出するものであります。ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。



---

◎日程第9 請願第1号鳴沢村各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願

議長（佐藤博水君） 日程第9、請願第1号鳴沢村各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願を議題といたします。

本件について紹介議員から説明を求めます。5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 請願第1号鳴沢村各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願の内容について、ご説明申し上げます。

こちらの請願は、山梨県行政書士会より提出があったもので、私と副議長及び三浦利雄議員が紹介議員となっております。

行政書士法第19条第1項において、「行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することができない。」とされておりますが、農地転用許可申請その他各種申請・届出に際し、行政書士以外の業者が手続を行っていると思われる事例が見受けられます。

不当な書類作成、提出行為がなされないよう、行政書士法の趣旨の徹底とその趣旨に沿った窓口指導を実施するため、次の事項について請願するものであります。

1、鳴沢村各機関の窓口において、申請者・届出人等の本人確認を徹底すること。

2、鳴沢村各機関の窓口において、申請・届出等を代理又は代行する者が行う場合は、その者が法定の代理人であるか否かの確認を徹底すること。

以上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤博水君） 以上で請願内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願は、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定しました。

---

### ◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（佐藤博水君） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長

から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長（佐藤博水君）** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成30年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月19日

議会議長

署名議員

署名議員